

さいたま市告示第598号

さいたま市立病院医事業務について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項の規定に基づき、公金の徴収若しくは収納又は支出に関する事務（以下「公金事務」という。）を委託したので、同条第2項の規定により下記のとおり告示する。

令和8年4月1日

さいたま市長 清水 勇 人

1 業務名

さいたま市立病院医事業務

2 指定公金事務取扱者

(1) 名称 株式会社ソラスト 医療事業本部

(2) 住所又は事務所の所在地 東京都港区港南2-15-3 品川インターシティC棟12階

3 指定公金事務取扱者として指定した日

令和8年3月31日

4 指定公金事務取扱者に公金事務を委託した日

令和8年3月19日

5 委託する期間

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

6 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入等又は歳出

(1) 入院収益

(2) 外来収益 等

7 連絡先

(1) 担当 さいたま市役所保健衛生局市立病院病院経営部医事課医事管理係

(2) 電話 048(873)4168